
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 497 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 497 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 8 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱いの再提案、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法、並びに満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱いの再提案に関する意見）

事務局資料のディスカッション・ポイント 1 に関する意見

2. 手数料の取扱いについて、例外処理を導入するという事務局提案の方向性には賛成する。一方で、第 1 のオプションに関して、ガイダンスにおいてブライトラインを示すのは困難という事務局の分析についてその趣旨は理解できるものの、例外処理を取り入れることによる影響が十分に分からない。要件の適用次第で、本業である収益について手数料を一括もしくは繰延のどちらで処理するかが変わり、損益の表示区分も資金運用収益と役務収益とで異なることになるが、条件(1)・(2)及び前回提案における条件(3)を結論の背景に記載することによって、実務のばらつきを十分に防げるか懸念がある。詳細なガイダンスまでは不要と考えるが、例外処理は幅広い解釈や判断を生じないようにすべきと考えており、何らかの例示や事例に基づく検討を行わないと現状の要件がうまく機能するか判断できないため、賛成とも反対とも言えない。
3. 手数料の取扱いについて、オプションを設けることは有益と考える。事務局による分析のとおり、手数料にはさまざまな種類があるため、具体的なガイダンスを示すことは現実的には困難と考える。また、仮にガイダンスを作成したとしても、さまざまな論点や問題が生じ得る領域であるため、基本的には原則主義としたうえで、監査人や作成者の意見を幅広く聴取することにより、実務のばらつきを極力抑えるように文案を固めることでよいと考える。

4. 事業会社は収益認識基準の要件を適用しているのに対して、金融機関に関する手数料については原則主義で比較的緩やかな形で定めることになるため、両者のバランスを考慮すべきである。
5. 条件(3)の考え方を無くす訳ではなく条件(2)の考慮事項とするとの事務局の提案は、適用してみないとどこまで機能するかは分からない点はあるものの、条件(3)の金利の調整が行われた場合、条件(2)の合理的な範囲を超えると考えられることから、利用者としても受け入れられるものとする。

事務局資料のディスカッション・ポイント2に関する意見

6. 手数料の取扱いと償却方法は、実務上の負荷に配慮しつつ別途検討する扱いと理解している。この点、現行の日本基準において利息法が導入されていないことに関して利用者から懸念や意見が出ている訳ではないと考えている。実務負担の観点だけでは議論が進まないが、システム面も含め実務への影響が過大になることも想定されるため、貨幣の時間価値の反映や国際的な比較可能性の担保という理由によって、これらの対応コストと労力が必要となることについて作成者の支持がどこまで得られるかに留意して議論を進めるべきと考える。
7. 利息法は償却原価の考え方と非常に親和性が高く、それ以外の方法を採用することの理屈も見出し難い。利用者の観点では、国際的な比較可能性が高まることについて期待しており、事務局の提案を支持する。

(ステップ2を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法、並びに満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法に関する意見)

貸付金と債券に関する意見

8. 今回の償却原価の償却方法にかかる事務局の提案は、ステップ2を採用する金融機関を対象としたものであり、ステップ4を適用する金融機関については別途検討するという理解でよいか確認したい。

債券の償却原価の償却方法に関する意見

9. 債券について、オプションを設ける方向性については賛成する。事務局による分析のとおり、国債などはこのオプションを使用することにより適切に処理できるものとする。一方で、オプションの適用範囲に関する区分については、もう少し検討した方がよいと考える。現時点で具体的な代替案は有していないが、債券の銘柄数は非常に多く、追加購

入や売却による入替頻度も高いことから、外部格付けが投資適格でない債券に利息法を適用することの実務負担は相当なものとなり、それが投資行動にも影響を与える可能性がある点に留意すべきである。また、キャッチ・アップ修正は、実務的に耐えられないレベルの負担になると思われるため、工夫が必要と考える。

10. ソブリン債のように予想信用損失が極めて少額になると考えられる債券について、償却原価の償却方法として定額法をオプションとして認めるという事務局提案に賛成する。一方で、事務局が例示したキャッチ・アップ修正は複雑であり、オプション適用の妨げになるおそれがある。
11. 適用上のフィージビリティを高める観点からこれらのオプションは設けられるべきであるが、会計ルールの複雑性が企業の投資行動に影響を与えることは極力避けるべきと考える。また、オプションの適用対象の分け方について過度に細部に踏み込みすぎると、今回の減損プロジェクトの全体像を見失う可能性もあるため、区分をシンプルにしながら、バランスのとれた基準を策定するという観点からの検討をお願いしたい。

例えば、ソブリン債など全て投資適格債で構成されるポートフォリオについては、結果的に一部の銘柄の信用が悪化した場合でも、従来の減損モデルと定額法をオプションとして認めることも考えられる。一方で、クレジット・スプレッドを積極的に取りにしているポートフォリオの場合、その中の一部の投資適格債に定額法のオプションを認めても有用性は高まらないとも考えられる。
12. 有価証券の分類を大きく変更しない観点からは、測定についても過度に踏み込むべきではないと考えているため、債券の償却原価の償却方法にオプションを設けるという事務局提案の方向性には賛成する。ただし、オプションの適用範囲の線引きは悩ましく、キャッチ・アップ修正や適用単位など付随的な問題についても引き続き検討が必要と考える。
13. 投資適格については、予想信用損失への影響という観点からは、信用リスクが低ければ利息法、定額法のいずれの方法を取った場合でも影響が大きくないという分析は理解できるが、債券は投資適格であっても、プレミアム・ディスカウントで購入するケースがあり、取得価額と償却原価の間に差額が生じるため、利息も含む損益への影響の観点からは、貸付金よりも影響が大きくないとは言いきれないのではないか。
14. 貸付金代替性債券の区分は、これ自体は理解できるが、定額法の適用を認める範囲を狭めるために新たに設けられたような印象も感じられる。このカテゴリーを設けるのであれば、予想信用損失の適用範囲も合わせて、貸付金代替性債券は予想信用損失モデル及び利息法を適用し、それ以外の債券については現行の取扱いを維持する方が会計基準がシンプルになり納得感があるという考えもあり得るのではないか。

15. 現状、良い案がある訳ではないが、区分と適用範囲についてはさまざまな組み合わせが考えられ、基準が複雑化する可能性もあるため、パターンを整理し、メリットとデメリットを確認して検討を進める必要がある。
16. その他の債券の中にはさまざまな債券が含まれているが、事務局が提案したオプションの適用単位は、その他の債券全体に一括か、ポートフォリオ単位又は個々の債券単位での適用のいずれを想定しているか確認したい。

以 上